奈福介福号外

奈良市内介護保険サービス事業者等　　各位

奈良市介護福祉課長

# 介護保険事業所及び奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定更新申請について

平素より本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件については、介護保険法の規定上、介護保険事業者の指定（許可）に有効期限が設けられており、6年ごとに指定の更新手続きを行っていただく必要がございます。【※奈良市介護予防・生活支援サービス事業（以下、総合事業）も同様。】

つきましては、別添①・②『令和7年度後半指定更新対象事業所一覧』をご確認いただき、事業所を継続される場合は、下記及び別添③『指定更新の手引き』をご参照のうえ、ご対応をお願いいたします。

記

## １．必要書類

奈良市HPに掲載の『申請に必要な提出書類一覧』より、必要な書類をご確認ください。

『申請に必要な提出書類一覧』及び各様式については以下よりダウンロードしてください。

**注意：今回より、セルフチェックリスト（対象サービス：訪問介護・通所介護・居宅介護支援）を作成しております。提出時にこのチェックリストの添付（A4サイズ）を必須としておりますのでご確認ください。**

・介護保険事業：奈良市介護福祉課HP『事業所指定・加算減算・その他届出』
（https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html）　QRコード➡

・総合事業：奈良市介護福祉課HP『【指定更新】介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の指定更新申請について』（https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/10157.html）

## ２．提出期限

別添①・②『令和７年度後半指定更新対象事業所一覧』に記載されている提出期限（必着）

（令和8年2月28日・3月31日で指定有効期限の満了を迎える事業所においては、対象件数が非常に多いことから、円滑な指定更新手続きのため、**書類の提出期限を令和7年11月28日（金）**としております。）

## ３．提出方法

電子申請システム・郵送・窓口・メール

※奈良市介護福祉課HP『介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について』
（https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/227981.html）　QRコード➡

## ４．提出先

〒630-8580　奈良市二条大路一丁目1番1号　奈良市福祉部　介護福祉課　施設整備係

※総合事業の指定に係る担当窓口が介護福祉課に移管されました。提出先にご注意ください。

## ５．留意事項等

・指定の更新手続きについて、早期の手続きを行うようご協力をお願いします。なお、期日までに手続きを行わなかった場合、指定の効力を失うこととなりますのでご留意ください。
・指定有効期限が満了するサービスを更新されない場合は、廃止手続きが必要となります。
・休止中の事業は、指定の更新を受けることができません。休止中の事業を更新する場合は、先に再開届を提出してください。

【問い合わせ】
奈良市福祉部　介護福祉課　施設整備係　矢追・植田
TEL：0742-34-5422　　FAX：　0742-34-2621
E-mail ： kaigo-shisetsu-todoke@city.nara.lg.jp